

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、教育委員会事務局学校教育部学事課物品出納員の事務の一部を次のとおり委任させましたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 委任を受けた物品分任出納員  
中島小学校 教頭 久松 ひとみ
- 2 委任させた事務  
中島小学校における物品の出納保管に関する事務
- 3 委任年月日  
平成19年7月30日
- 4 委任期間  
平成19年7月30日～平成19年9月29日

~~~~~  
広島市告示第359号

平成19年8月8日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者の事務の一部を次のとおり委任させましたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 委任を受けた出納員  
亀山南保育園 主任保育士 上野 幸子
- 2 委任させた事務  
(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の収納  
(2) 保育料及びこれに係る延滞金の収納
- 3 委任年月日  
平成19年8月4日
- 4 委任期間  
平成19年8月4日から平成19年8月20日まで

~~~~~  
広島市告示第360号

平成19年8月8日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、社会局児童福祉課物品出納員の事務の一部を次のとおり委任させましたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 委任を受けた物品分任出納員  
亀山南保育園 主任保育士 上野 幸子
- 2 委任させた事務  
亀山南保育園における物品の出納保管に関する事務
- 3 委任年月日  
平成19年8月4日
- 4 委任期間  
平成19年8月4日から平成19年8月20日まで

~~~~~  
広島市告示第361号

平成19年8月9日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安芸区畑賀二丁目の295番1の一部、296番1の一部、296番3の一部、296番4、297番1、298番1の一部、298番3及び298番4
- 2 開発面積  
1,437.63平方メートル
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市西区楠木町一丁目13番11号  
木住販売株式会社  
代表取締役 濱野 憲生
- 4 検査済証交付年月日  
平成19年8月9日

~~~~~  
広島市告示第362号

平成19年8月9日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 施 術 者 | 施 術 所         |                                    | 業務の<br>種 類 | 指 定<br>年 月 日  |
|-------|---------------|------------------------------------|------------|---------------|
|       | 名 称           | 所 在 地<br>(出張專業の場合は<br>施術者の住所)      |            |               |
| 君原雅史  | きみはら<br>整 骨 院 | 広島市佐伯区桑々<br>園 五 丁 目 1 番<br>19-102号 | 柔 道<br>整 復 | 平成19年<br>8月2日 |

~~~~~  
広島市告示第363号

平成19年8月10日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の当該農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市役所経済局農林水産部、広島市安佐南区農林建設部農林課、広島市安佐北区農林建設部農林課、広島市安芸区農林建設部農林課において、下記のとおりの一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 記

## 縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時まで。

## 広島市告示第364号

平成19年8月16日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋葉忠利

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市東区福田一丁目の637番の一部・638番・639番1・641番5・643番1・644番1・652番3及び645番3

## 2 開発面積

2,746.19平方メートル

## 3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市東区福田一丁目637番地

原田 俊則

## 4 検査済証交付年月日

平成19年8月16日

## 広島市告示第365号

平成19年8月17日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 名 称               | 所 在 地                 | 廃 止<br>年 月 日  |
|-------------------|-----------------------|---------------|
| もみじ訪問看護<br>ステーション | 広島市安佐南区西原九丁目8<br>番22号 | 平成19年<br>6月7日 |

## 広島市告示第366号

平成19年8月17日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 名 称               | 所 在 地                  | 指 定<br>年 月 日   |
|-------------------|------------------------|----------------|
| もみじ訪問看護<br>ステーション | 広島市安佐南区緑井一丁目<br>24番19号 | 平成19年<br>7月18日 |

## 広島市告示第367号

平成19年8月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

## 1 供用を開始する年月日

平成19年8月20日

## 2 下水を排除する区域及び排水施設的方式

別紙のとおり。

## 3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

| 区 分               | 下 水 を 排 除 す る 区 域 |                                    | 排 水 設<br>施 の 方 式 |
|-------------------|-------------------|------------------------------------|------------------|
|                   | 区 名               | 町 名                                |                  |
| 汚水及<br>び雨水<br>を排除 | 安佐北区              | 亀山一丁目の一部                           | 分流式              |
|                   | 佐伯区               | 五日市五丁目の一部                          |                  |
|                   | 東 区               | 温品三丁目及び温品四丁目の各一部                   |                  |
|                   | 安佐南区              | 川内一丁目、緑井七丁目、長東西一丁目及び沼田町の各一部        |                  |
|                   | 安佐北区              | 深川八丁目、大林三丁目、可部五丁目、亀山二丁目及び亀山五丁目の各一部 |                  |
| 雨水を<br>排 除        | 佐伯区               | 三宅三丁目の一部                           |                  |
|                   | 安芸区               | 船越南五丁目の一部                          |                  |

## 広島市告示第368号

平成19年8月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 下水の処理を開始する年月日  
平成19年8月20日
- 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。  
(別紙)

| 下水を処理する区域 |                                          | 終末処理場の<br>位置及び名称                        |
|-----------|------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 区 名       | 町 名                                      |                                         |
| 安佐南区      | 川内一丁目、緑井七丁目、長東西一丁目及び沼田町の一部               | 位置：広島市西区扇一丁目1番1号<br>名称：広島市西部水資源再生センター   |
| 安佐北区      | 深川八丁目、大林三丁目、可部五丁目、亀山一丁目、亀山二丁目及び亀山五丁目の各一部 |                                         |
| 佐 伯 区     | 三宅三丁目及び五日市五丁目の各一部                        |                                         |
| 東 区       | 温品三丁目及び温品四丁目の各一部                         | 位置：広島市南区向洋沖町1番1号<br>名称：太田川流域下水道東部浄化センター |

広島市告示第369号  
平成19年8月21日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称          | 所 在 地                  | 廃 止<br>年 月 日   |
|--------------|------------------------|----------------|
| 広島在宅クリニック    | 広島市中区千田町二丁目2番19号       | 平成19年<br>7月31日 |
| 久米歯科医院       | 広島市中区千田町一丁目12番3号千一ビル2F | 平成19年<br>6月20日 |
| 全快堂薬局<br>戸坂店 | 広島市東区戸坂出江一丁目1番5号       | 平成19年<br>6月30日 |
| 池庄司整形外科医院    | 広島市南区上東雲町8番15号         | 平成19年<br>7月31日 |

|        |                |                |
|--------|----------------|----------------|
| 白井内科医院 | 広島市佐伯区藤垂園19番1号 | 平成19年<br>7月31日 |
|--------|----------------|----------------|

広島市告示第370号  
平成19年8月21日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称           | 所 在 地                | 指 定<br>年 月 日   |
|---------------|----------------------|----------------|
| 広島在宅クリニック     | 広島市中区千田町二丁目2番19号     | 平成19年<br>8月1日  |
| 久米歯科医院        | 広島市中区千田町三丁目10番3号     | 平成19年<br>6月21日 |
| コスモス薬局<br>胡町店 | 広島市中区胡町4番24号         | 平成19年<br>8月1日  |
| 池庄司整形外科       | 広島市南区出汐一丁目6番10号      | 平成19年<br>8月1日  |
| ハピネス薬局        | 広島市南区翠五丁目17番15号      | 平成19年<br>7月5日  |
| 安芸ふれあい薬局      | 広島市安芸区中野東五丁目1番7-103号 | 平成19年<br>7月3日  |
| 伊丹歯科クリニック     | 広島市佐伯区八幡東二丁目28番54号   | 平成19年<br>8月1日  |

広島市告示第371号  
平成19年8月21日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名 称 マルショク船越店
  - 所在地 広島市安芸区船越南二丁目1877番1号 外
- 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社サンリブ

代表取締役 藤村 昌伯  
北九州市小倉北区金田一丁目3番33号  
(変更後) 株式会社サンリブ  
代表取締役 岩切 陽親  
北九州市小倉北区金田一丁目3番33号

## 3 変更年月日

平成19年6月6日

## 4 届出年月日

平成19年8月2日

## 5 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済局経済振興課

(2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所市民部市政振興課

## 6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

## (1) 縦覧期間

平成19年8月21日から平成19年12月21日まで  
(ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

## (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 7 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成19年12月21日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

~~~~~  
広島市告示第372号

平成19年8月21日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サンリブ可部

(2) 所在地 広島市安佐北区可部五丁目11番17号 外

## 2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンリブ

代表取締役 藤村 昌伯

(変更後) 株式会社サンリブ

代表取締役 岩切 陽親

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンリブ

代表取締役 藤村 昌伯

北九州市小倉北区金田一丁目3番33号

(変更後) 株式会社サンリブ

代表取締役 岩切 陽親

北九州市小倉北区金田一丁目3番33号

## 3 変更年月日

平成19年6月6日

## 4 届出年月日

平成19年8月2日

## 5 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済局経済振興課

(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所市民部市政振興課

## 6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

## (1) 縦覧期間

平成19年8月21日から平成19年12月21日まで  
(ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。)

## (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 7 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成19年12月21日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

~~~~~  
広島市告示第373号

平成19年8月21日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サンリブ五日市

(2) 所在地 広島市佐伯区八幡一丁目24番17号

## 2 変更した事項

## ① 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンリブ

代表取締役 藤村 昌伯

(変更後) 株式会社サンリブ

代表取締役 岩切 陽親

## ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンリブ

代表取締役 藤村 昌伯

北九州市小倉北区金田一丁目3番33号

(変更後) 株式会社サンリブ

代表取締役 岩切 陽親

北九州市小倉北区金田一丁目3番33号

## 3 変更年月日

平成19年6月6日

## 4 届出年月日

平成19年8月2日

## 5 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

広島市佐伯区役所市民部市政振興課

## 6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

## (1) 縦覧期間

平成19年8月21日から12月21日まで(ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

## (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 7 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成19年12月21日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

~~~~~  
広島市告示第374号

平成19年8月23日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 広島本通共同ビル・広島新天地共同ビル

(2) 所在地 広島市中区本通10番1号、広島市中区新天地2番1号外

## 2 大規模小売店舗を設置する者

・ 広島本通共同ビル所有者協議会

管理者 仁田 吉彦

広島県安芸郡府中町中町大須2丁目1番1号

キリンビール株式会社 中国支社内

・ 広島新天地共同ビル所有者協議会

理事長 長尾 吉将

広島市中区小町2番30号 第2有楽ビル内

## 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数(工事完了まで)

(変更前)

| 駐車場No.     | 位 置     | 収容台数 |
|------------|---------|------|
| No.1, No.3 | 建物内 1F  | 3台   |
| No.2, No.4 | 建物内 B1F | 105台 |
| No.5       | 隔地      | 116台 |
|            | 合 計     | 224台 |

(変更後)

| 駐車場No.     | 位 置     | 収容台数 |
|------------|---------|------|
| No.1, No.3 | 建物内 1F  | 3台   |
| No.2, No.4 | 建物内 B1F | 105台 |
| No.5       | 隔地      | 74台  |
| No.6       | 契約駐車場   | 42台  |
|            | 合 計     | 224台 |

(2) 駐車場の位置及び収容台数(工事完了後)

(変更前)

| 駐車場No.     | 位 置     | 収容台数 |
|------------|---------|------|
| No.1, No.3 | 建物内 1F  | 3台   |
| No.2, No.4 | 建物内 B1F | 105台 |
| No.5       | 隔地      | 74台  |
| No.6       | 契約駐車場   | 42台  |
|            | 合 計     | 224台 |